

税

種別割の軽自動車税と
自動車税の納税通知書を
発送します

1003658

5月1日に軽自動車税(種別割)、5月2日に自動車税(種別割)の納税通知書を発送します。

軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)は、金融機関やコンビニエンスストアで納付できる他、銀行ATMやインターネットバンキングを利用したペイジー、クレジットカード、スマートフォン

ン決済アプリによる納付もできます。
詳しくは、納税通知書または市HPをご覧ください。

HPをご覧ください。

納期限 5月31日(水)。

問 軽自動車税の納付 納税課 ☎ (632) 2226、自動車税の納付 宇都宮県税事務所 ☎ (626) 3029

1003647

軽自動車税(種別割)の
減免の制度があります

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳などをお持ちの人で、一定の条件に当てはまる場合には、申請により軽自

動車税(種別割)が減免となります。

減免申請期限 5月24日(水)。

問 税制課 ☎ (632) 2205

納税相談窓口を
土曜日に開設します

1003610

日時 5月13日(土)午前9時～午後4時。

会場 納税課(市役所2階)、保険年金課(市役所1階)。

持ち物 家庭の経済状況や収支関係の分かる書類など。

問 納税課 ☎ (632) 2226、保険年金課 ☎ (632) 2325

▲市HP



土地・建物の現況調査に
ご協力ください



固定資産税を正しく課税するため、市職員が土地や建物の調査に伺う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、調査員に不審な点がある場合には、身分証明書の提示を求め、資産税課にお問い合わせください。

問 資産税課 土地 ☎ (632) 2250、建物 ☎ (632) 2254

宇都宮市役所で働きませんか
市職員採用試験 エイジ age30-40

1031749

- 募集職種 ①一般行政②技術職。
- 日程 1次試験=①書類選考・教養試験(テストセンター方式)=5月27日~6月18日②教養試験・専門試験・作文試験・適性検査・個人面接=6月18日(日)。2次試験=個人面接など。3次試験(①のみ)=個人面接。
- 対象 昭和58年4月2日~平成6年4月1日に生まれた人。
- 申込期間 5月8~25日。
- 申込方法 市HPの申し込みフォームに必要事項を入力。
- その他 申し込みは、インターネットでのみ受け付けます。詳しくは、市HPをご覧ください。



▲市HP

問 人事課 ☎ (632) 2090

中小企業事業主の皆さんへ

雇用に関する助成金をご利用ください

1006824

問 商工振興課 ☎ (632) 2446

種類	条件	対象	助成額
就職困難者雇用奨励金	事業主都合の離職者などを新たに正規雇用した	既卒3年以内または、雇用時に満40歳以上で、次のいずれかに当てはまる人を正規に雇用し、6カ月以上雇用が継続している事業主。 ①事業主の都合により離職した ②過去1年以上就労していなかった	雇用した労働者1人当たり15万円。なお、既卒3年以内の人を1年間継続雇用した場合、10万円を追加交付
	若年者や中高年齢者などを試用雇用の後に正規雇用した	国の「トライアル雇用助成金」の支給決定を受け、試用雇用後に正規雇用に移行し、6カ月以上雇用が継続している	国の助成金の2分の1の額
	高齢者や障がい者、ひとり親などが就職が困難な人を正規雇用した	国の「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コースまたは生涯現役コース)」の支給決定を受け、正規雇用した労働者の雇用が6カ月以上継続している	雇用した労働者が重度障がい者などに該当する場合は20万円。それ以外は15万円

その他 申請要件や申請方法など、詳しくは、商工振興課 ☎ (632) 2446へお問い合わせください。

産業

ID 1006392

宮っ子チャレンジウィーク
受け入れ事業所を募集

本市では、中学2年生を対象に5日間の社会体験学習を行う「宮っ子チャレンジウィーク」をすべての中学校で実施しています。

生徒が職業を体験できる事業所を募集しています。ご協力をお願いします。

■宮っ子チャレンジウィーク

▼実施期間 6月12日～12月8日

▼実施方法 同一週の月～金曜日の5日間。1日6時間程度。

■受け入れ事業所の募集 受け入れ事業所は、随時募集しています。

▼応募方法 電話で、学校教育課 ☎(632) 2797へ。

■その他 詳しくは、市☎をご覧ください。

問 学校教育課 ☎(632) 2797

ID 1006825
ご活用ください
中小企業高度化設備
設置補助金

中小企業者が技術の高度化・合理化を促進する目的で設置した機械設備の取得額を一部助成します。

▼対象 次のすべてに当てはまる

中小企業者。①市内で製造業、特定サービス業を営む②市税を滞納していない。

▼助成の条件 令和4年1月2日～令和5年1月1日に新設・増設した設備。ただし、1台当たりの取得価格が300万円以上。

▼助成額 最大1000万円。

▼申請期限 6月30日(消印有効)。

▼申請方法 申請書(市☎から取り出し可)に関係書類を添えて、直接または郵送で、〒320-8540市役所商工振興課(市役所7階)へ。

▼その他 企業の規模により交付条件が異なります。詳しくは、商工振興課 ☎(632) 2434へお問い合わせください。

お知らせ

ご活用ください
つつのみやの
広報いろいろ

▼メール配信 防災情報・消防出動情報などをメールで配信しています。一度登録すれば、情報が自動的にメールで届く便利なシステムです。登録をお願いします。



登録はこちらから

問 広報広聴課 ☎(632) 2028

女性が働きやすい職場づくりを

ID 1021673

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定しましょう

問 男女共同参画課 ☎(632) 2346

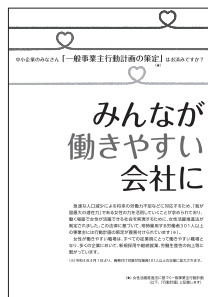
働く場面で女性が活躍できる社会を実現するため、常時雇用する労働者が101人以上の事業主には、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられています。100人以下の事業主は努力義務ですが、女性が働きやすい職場は、すべての従業員にとって働きやすい職場となり、人材確保や定着などに繋がっています。

この機会に行動計画を策定しましょう。

■行動計画策定促進リーフレット「みんなが働きやすい会社に」をご活用ください

行動計画を策定することのメリットや手続きを分かりやすく説明したリーフレットを作成しました。市内事業者の取り組み事例も掲載していますので、ぜひご活用ください。リーフレットは男女共同参画課(市役所2階)で配布している他、市☎でもご覧になれます。

なお、行動計画策定について、詳しくは、厚生労働省☎URL1をご覧になるか、栃木労働局雇用環境・均等☎(633) 2795へ。



■行動計画を策定するメリット

- ▼就職活動中の学生が重視する「働きやすい職場づくり」を積極的に進める企業であることをPRできます。
- ▼経営者の方針を従業員に伝えることができ、安心感や就業継続意欲を向上させ離職防止につながります。
- ▼公共事業の入札参加の資格審査での加点制度や銀行での融資制度などがあります。

社会保険労務士出前相談

ID 1022466

社会保険労務士が直接伺い、行動計画策定の手順などをアドバイスします。

- ▼対象 常時雇用する従業員100人以下の市内企業。
- ▼派遣場所 市内の事業所。
- ▼派遣回数 1社につき年度内3回まで(1回当たり2時間)。
- ▼申込方法 男女共同参画課(市役所2階)に置いてある申込書(市☎からも取り出し可)に必要な事項を書き、送付またはファクス、Eメールで、〒320-8540市役所男女共同参画課☎(632) 2347、✉u1810@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。